玉 [会議員 \mathcal{O} 選挙等 0 執 行経費 0 基準に関する法 律 0 部 改正

第

一 選挙等の執行状況を踏まえた規定の新設等

1 選 挙 人に 対する投票所等までの交通 手段の提供に係る加算規定を設けること。 (第四条第十六項及

び第四条の三第七項関係)

2 期 日 前 投 票所 に お け る選挙 人名簿 のオンライン対照等 \mathcal{O} 設備 \mathcal{O} 整備 に係る る加 算規定を設けること。

(第四条の三第五項及び第六項関係)

3 最 近 に お ける選挙等 \mathcal{O} 執 行状 況を踏まえ、 開票所! 経費の基準 額について、 その積算に用 1 る開票に

要する時 間 !を実情に即するよう見直すこと等により、 こ の 基準額を改定すること。 (第五 条関 係

一 投票所経費等の基準額の改定

最近に、 お ける物 価 の変 、動及び公務員給与の改定等を踏まえ、 投票所経費及び事務費等の 基 塗準額に つい

て、 その 積算: 基 礎 で あ る超過 勤 務 手 ·当費等 を実情に即するよう見直 し、 これら 0) 基 準 額 を改 定するこ

کے (第四: 条、 第六条から第九条まで、 第十三条から第十三条の三まで、 第十五条及び第十七条関係

三 公職選挙法の一部改正に伴う規定の新設等

第二に伴い、 共通投票所経費を創設するとともに、 期日前投票所の投票時間の弾力的な設定に対応し

た基準額を設定すること。 (第四条の二及び第四条の三第二項関係)

第二 公職選挙法の一部改正

一 共通投票所制度の創設

1 市 町 村 \mathcal{O} 選挙管理委員会は、 選挙人の投票の便宜 のため必要があると認める場合には、 投票所 のほ

か そ 0) 指 定した場所に、 当該 市 町 村 0 区 |域内 0 7 ずれ \mathcal{O} 投票区に属する選挙人も投票をすることが

できる共通投票所を設けることができるものとすること。 (第四十一条の二 第 一項関係)

2 市 町村 の選挙管理委員会は、 共通投票所を設ける場合には、 投票所において投票をした選挙人が共

通 一投票所において投票をすること及び共通投票所において投票をした選挙人が投票所又は 他 の共 通 投

票所にお 7 て投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならないものとすること。

(第四十一条の二第二項関係)

3 共 通投票所の投票管理者及び投票立会人は、 選挙権を有する者の中から選任するものとすること。

(第四十一条の二第五項関係)

4 共通投票所は、 午前七時に開き、午後八時に閉じるものとするとともに、 必要があると認めるとき

は、 開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、 又は閉じる時刻

を繰り上げることができるものとすること。 (第四十一条の二第六項関係)

二 期日前投票の投票時間の弾力的な設定

1 期 日 前 投票所 の開 閉 時間 について、 市 町 村の選挙管理委員会は、 次に掲げる措置をとることができ

るものとすること。 (第四十八条の二第六項関係)

- 開く時刻を午前八時三十分から二 一時 間 以 内 の範 囲 「内において繰り上げること。
- 閉じる時刻を午後八時から二時間以内の範囲内において繰り下げること。

2 市町村 の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合には、午前八時三十分から

午後八時までの間において、 いずれか一 以上の期日前投票所が開いていればよい ものとすること。

第四十八条の二第六項関係)

三 投票所に入ることができる子供の範囲の拡大

選挙 人の同伴する子供 (幼児、 児童、 生徒その他の年齢満十八年未満 の者をいう。 以下同じ。 は投

票所に入ることができるものとすること。 ただし、 投票管理者が、 選挙人の同伴する子供が投票所に入

ることにより生ずる混雑、 けん騒その他これらに類する状況から、 投票所の秩序を保持することができ

なくなるおそれがあると認め、 その旨を選挙人に告知したときは、 この限りでないものとすること。

第五十八条第二項関係)

第三 施行期日等

 \mathcal{O} 法律 は 公布 の日から施行すること。 ただし、 第一の三及び第二については公職選挙法等 <u>の</u> 一 部

を改正する法律 (平成二十七年法律第四十三号) の施行の日から施行するものとすること。 (附則第

条関係)

第一の一及び第一の二による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 (以 下 「新基

準 法」という。 の規定 (新基準法第十三条の三の規定を除く。 は、 この法律の施 行 \mathcal{O} 日以後そ O期

日 を公示され又は告 示される国会議員の 選挙、 最高 裁 判所裁判官国 民 審 査又は 日本国憲法第九十五条の

規定による投票について適用するものとすること。 (附則第二条第一項関係)

 \equiv 新基準法第十三条の三の 規定は、 公職 選挙法第三十条の三第一 項に規定する申 請 の 時 *O* 属する日 が 施

行日以後である在外選挙人名簿 の登録の申請について適用するものとすること。 (附則第二条第二 項関

係)

兀 第一の三による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定及び第二による改正

後の公職選挙法の規定は、 公職選挙法等の一部を改正する法律 0 施行 0 日 の翌日 以後初 めてその 期 日 を

公示される衆議院 議員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 総選挙又は 参議院 議員 \mathcal{O} 通常 選挙の 公示 の日のうち いずれ か 早 **\ 日 以後そ 0 期

日を公示され又は告 示される選挙、 最高 裁 判所裁判官国 民 審 査 又は 日 本国 憲法 第九 十五 条の 規定による

投票につい て適用するものとすること。 (附則第二条第三 項 (関係)

五 その他所要の規定の整備を行うものとすること。